

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2023年 7月 31日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都府長岡京市馬場岡所1番地		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 三菱電機株式会社 京都事務所 京都事務所長 佐久間 徹			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	435 台	1 台	34 台	585 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	77 台	0 台	11 台	66 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	7.1	キログラム	7.1	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	所内で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時は、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼し適正に処理し確認することを所内規定に定め運用をしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	所内で管理している第一種特定製品は、3ヶ月毎の簡易点検にて機器のイオンや熱交換器の破損が無いか確認。			
	廃棄時	回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トッランナー機器）を導入することを検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。